

旭川市運動部活動の地域展開に関する基本方針（案）【概要】

■目的

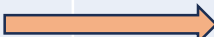
- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保、充実
- 国は令和7年12月にガイドラインを作成し、令和13年度までに学校単位で行われてきた部活動を、地域全体で支え、豊かで幅広い活動機会を確保するよう示している。

ガイドラインに基づき、本市の状況に合った生徒のスポーツ活動の充実を図り、教職員等の働き方の改善にもつながるよう、基本方針を定める。

■基本方針の概要

- ・ 令和8年9月から市で地域クラブ活動団体の登録・認定
- ・ 令和9年9月を目途に団体の活動開始
- ・ 市では、登録団体を生徒及び保護者に対して周知
- ・ 学校は生徒の地域スポーツ団体への参加をサポート
- ・ 希望する教職員は兼職兼業により指導可能
- ・ 令和9年9月以降、運動部活動は順次廃止
- ・ 令和13年末までに運動部活動は原則廃止

■スケジュール

	R7	R8	R9	R10
パブリックコメント				
団体の登録・認定開始				
団体の活動開始				
部活動の廃止（順次）				

※その他、懇話会や学校、関係団体への説明会など地域展開の推進に向けて情報発信、共有を進める。

■パブリックコメントの実施

- ・ 令和8年3月16日から4月15日までの1か月間実施